

新旧条文対照表

新	旧
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(議員の就職・退職)</p> <p>第14条 議員が就職又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。</p> <p>第15条～第28条 (略)</p> <p>(理事会の招集の手続き)</p> <p>第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定は、<u>監事について準用する。</u></p> <p>第5項 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第31条</p> <p>第1項～第5項 (略)</p> <p>6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(議員の就退職)</p> <p>第14条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。</p> <p>第15条～第28条 (略)</p> <p>(理事会の招集の手続き)</p> <p>第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定に<u>準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。</u></p> <p>第5項 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第31条</p> <p>第1項～第5項 (略)</p> <p>6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</p>

新	旧
<p>(1) <u>理事</u>の疾病、負傷</p> <p>(2) <u>理事</u>に係る災害又は交通途絶</p> <p>(3) 災害等の発生による外出自粛要請</p> <p>第7項 (略)</p> <p>第32条～第33条 (略)</p> <p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌理</u>する。</p> <p>第35条～第45条 (略)</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第46条 <u>一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 事務所費</p> <p>(2) 組合会費</p> <p>(3) 保険給付費</p> <p>(4) 納付金</p> <p>(5) 保健事業費</p> <p>(6) 還付金</p> <p>(7) 財政調整事業拠出金</p> <p>(8) 連合会費</p> <p>2 <u>介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>介護納付費</u></p> <p>(2) <u>介護保険料還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p>	<p>(1) <u>議員</u>の疾病、負傷</p> <p>(2) <u>議員</u>に係る災害又は交通途絶</p> <p>(3) 災害等の発生による外出自粛要請</p> <p>第7項 (略)</p> <p>第32条～第33条 (略)</p> <p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処理</u>する。</p> <p>第35条～第45条 (略)</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第46条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事務所費</p> <p>(2) 組合会費</p> <p>(3) 保険給付費</p> <p>(4) 納付金</p> <p>(5) 保健事業費</p> <p>(6) 還付金</p> <p>(7) 財政調整事業拠出金</p> <p>(8) 連合会費</p> <p>(新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) <u>臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u></p> <p>(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) <u>国債又は地方債</u></p> <p>(5) <u>政府保証債又は金融債</u></p> <p>(6) <u>担保付社債</u></p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する<u>施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u></p> <p><u>(11) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得</u></p>	<p>(1) <u>銀行、信用金庫への預金若しくは貯金又は郵便貯金</u></p> <p>(2) <u>信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u></p> <p>(3) 公社債投資信託の<u>受益証券の取得</u>(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) <u>国債証券又は地方債証券の取得</u></p> <p>(5) <u>法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</u></p> <p>(6) <u>償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</u></p> <p>(7) 抵当証券の取得</p> <p>(8) コマーシャルペーパーの取得</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合<u>連合会</u>が組合の共同目的を達成するために設置する<u>施設に対する出資金</u></p> <p><u>(11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金</u></p> <p><u>(12) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得</u></p>
<p>2 <u>介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第48条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第<u>10</u>号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第49条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第48条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第<u>11</u>号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第49条 (略)</p>

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲載する。</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第52条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額)について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、別表(2)に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(訪問看護療養費付加金)</p> <p>第54条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合(及び事業所)の掲示板に掲示する。</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第52条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、別表(2)に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(訪問看護療養費付加金)</p> <p>第54条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第</p>

新	旧
<p>第 88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。</p> <p>2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 8 8 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（<u>合算高額療養費</u>を除く。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表（2）に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。</p> <p>2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 8 8 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（<u>同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）</u>を除く。<u>以下同じ。</u>）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表（2）に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>
<p>（家族訪問看護療養費付加金）</p> <p>第 5 5 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 1 1 1 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。</p> <p>2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 8 8 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 1 1 1 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（<u>合算高額療養費</u>を除く。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表（2）に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>（家族訪問看護療養費付加金）</p> <p>第 5 5 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 1 1 1 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。</p> <p>2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 8 8 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 1 1 1 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（<u>同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）</u>を除く。<u>以下同じ。</u>）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表（2）に掲げる保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>

新	旧
<p>第56条～第59条 (略)</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第60条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>療養費支給申請書</u>各1件に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>療養費支給申請書</u>各1件 (<u>一部負担金等の額</u> (他の法令の規定により、<u>国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額</u>) が別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は<u>療養費支給申請書</u>と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第61条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>療養費支給申請書</u>各1件 (<u>一部負担金等の額</u> (他の法令の規定により、<u>国又は地方公共団体の負担で療養費の支給</u></p>	<p>第56条～第59条 (略)</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第60条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件 (医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。) について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、<u>被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費</u>(以下「<u>合算高額療養費</u>」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表(2)に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(合算高額療養付加金)</p> <p>第61条 <u>法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費</u>(以下「<u>合算高額療養費</u>」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件 (医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表</p>

新	旧																																																						
<p>又は療養があったときは、その額を控除した額)が別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>(2)に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>																																																						
<p>第62条～第65条(略)</p>	<p>第62条～第65条(略)</p>																																																						
<p>別表(1)</p>	<p>別表(1)</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 831 497 875">事業所名</th> <th data-bbox="497 831 791 875">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 875 497 920">株式会社シーイーシー</td> <td data-bbox="497 875 791 920">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 920 497 1021">フォーサイトシステム株式会社</td> <td data-bbox="497 920 791 1021">福岡県福岡市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1021 497 1122">シーイーシークロスメディア株式会社</td> <td data-bbox="497 1021 791 1122">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1122 497 1223">株式会社三岩エンジニアリング</td> <td data-bbox="497 1122 791 1223">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1223 497 1323">株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ</td> <td data-bbox="497 1223 791 1323">東京都港区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1323 497 1368">ミツイワ情報株式会社</td> <td data-bbox="497 1323 791 1368">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1368 497 1413">株式会社イーセクター</td> <td data-bbox="497 1368 791 1413">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1413 497 1514">ソフトウェアエンジニアリング株式会社</td> <td data-bbox="497 1413 791 1514">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1514 497 1615">株式会社エル・エス・アイ・テクノロジー</td> <td data-bbox="497 1514 791 1615">神奈川県川崎市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1615 497 1715">大分シーイーシー株式会社</td> <td data-bbox="497 1615 791 1715">大分県杵築市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1715 497 1760">株式会社コムスタッフ</td> <td data-bbox="497 1715 791 1760">福岡県福岡市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1760 497 1850">株式会社シーイーシーカスタマサービス</td> <td data-bbox="497 1760 791 1850">神奈川県座間市</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	所在地	株式会社シーイーシー	東京都渋谷区	フォーサイトシステム株式会社	福岡県福岡市	シーイーシークロスメディア株式会社	東京都渋谷区	株式会社三岩エンジニアリング	東京都渋谷区	株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ	東京都港区	ミツイワ情報株式会社	東京都渋谷区	株式会社イーセクター	東京都渋谷区	ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都渋谷区	株式会社エル・エス・アイ・テクノロジー	神奈川県川崎市	大分シーイーシー株式会社	大分県杵築市	株式会社コムスタッフ	福岡県福岡市	株式会社シーイーシーカスタマサービス	神奈川県座間市	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="823 831 1117 875">事業所名</th> <th data-bbox="1117 831 1410 875">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="823 875 1117 920">株式会社シーイーシー</td> <td data-bbox="1117 875 1410 920">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 920 1117 1021">フォーサイトシステム株式会社</td> <td data-bbox="1117 920 1410 1021">福岡県福岡市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1021 1117 1122">シーイーシークロスメディア株式会社</td> <td data-bbox="1117 1021 1410 1122">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1122 1117 1223">株式会社三岩エンジニアリング</td> <td data-bbox="1117 1122 1410 1223">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1223 1117 1323">株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ</td> <td data-bbox="1117 1223 1410 1323">東京都港区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1323 1117 1368">ミツイワ情報株式会社</td> <td data-bbox="1117 1323 1410 1368">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1368 1117 1413">株式会社イーセクター</td> <td data-bbox="1117 1368 1410 1413">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1413 1117 1514">ソフトウェアエンジニアリング株式会社</td> <td data-bbox="1117 1413 1410 1514">東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1514 1117 1615">株式会社エル・エス・アイ・テクノロジー</td> <td data-bbox="1117 1514 1410 1615">神奈川県川崎市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1615 1117 1715">大分シーイーシー株式会社</td> <td data-bbox="1117 1615 1410 1715">大分県杵築市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1715 1117 1805">沖縄フォーサイト株式会社</td> <td data-bbox="1117 1715 1410 1805">沖縄県那覇市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1805 1117 1850">株式会社コムスタッフ</td> <td data-bbox="1117 1805 1410 1850">福岡県福岡市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1850 1117 1939">株式会社シーイーシーカスタマサービス</td> <td data-bbox="1117 1850 1410 1939">神奈川県座間市</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	所在地	株式会社シーイーシー	東京都渋谷区	フォーサイトシステム株式会社	福岡県福岡市	シーイーシークロスメディア株式会社	東京都渋谷区	株式会社三岩エンジニアリング	東京都渋谷区	株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ	東京都港区	ミツイワ情報株式会社	東京都渋谷区	株式会社イーセクター	東京都渋谷区	ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都渋谷区	株式会社エル・エス・アイ・テクノロジー	神奈川県川崎市	大分シーイーシー株式会社	大分県杵築市	沖縄フォーサイト株式会社	沖縄県那覇市	株式会社コムスタッフ	福岡県福岡市	株式会社シーイーシーカスタマサービス	神奈川県座間市
事業所名	所在地																																																						
株式会社シーイーシー	東京都渋谷区																																																						
フォーサイトシステム株式会社	福岡県福岡市																																																						
シーイーシークロスメディア株式会社	東京都渋谷区																																																						
株式会社三岩エンジニアリング	東京都渋谷区																																																						
株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ	東京都港区																																																						
ミツイワ情報株式会社	東京都渋谷区																																																						
株式会社イーセクター	東京都渋谷区																																																						
ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都渋谷区																																																						
株式会社エル・エス・アイ・テクノロジー	神奈川県川崎市																																																						
大分シーイーシー株式会社	大分県杵築市																																																						
株式会社コムスタッフ	福岡県福岡市																																																						
株式会社シーイーシーカスタマサービス	神奈川県座間市																																																						
事業所名	所在地																																																						
株式会社シーイーシー	東京都渋谷区																																																						
フォーサイトシステム株式会社	福岡県福岡市																																																						
シーイーシークロスメディア株式会社	東京都渋谷区																																																						
株式会社三岩エンジニアリング	東京都渋谷区																																																						
株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ	東京都港区																																																						
ミツイワ情報株式会社	東京都渋谷区																																																						
株式会社イーセクター	東京都渋谷区																																																						
ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都渋谷区																																																						
株式会社エル・エス・アイ・テクノロジー	神奈川県川崎市																																																						
大分シーイーシー株式会社	大分県杵築市																																																						
沖縄フォーサイト株式会社	沖縄県那覇市																																																						
株式会社コムスタッフ	福岡県福岡市																																																						
株式会社シーイーシーカスタマサービス	神奈川県座間市																																																						